

議 案 第 11 号 説 明 資 料

平成30年2月15日

大磯町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

資 料

改正概要 1

改正内容 1～2

新旧対照表 3～4

町 民 課

大磯町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

1 改正概要

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）が改正され、平成 30 年 4 月 1 日に施行させることに伴い、大磯町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものです。

2 改正内容

- (1) 法の改正により、国民健康保険制度において住所地特例の適用を受けて病院、介護及び障害等の施設に入所している被保険者が、年齢到達（75 歳）又は 65 歳～74 歳以下で都道府県後期高齢者医療広域連合（以下「都道府県広域連合」という。）の障害認定を受けたことで、新たに後期高齢者医療制度に加入することとなった場合、現行では、入所施設の所在地の市町村が属する都道府県広域連合の被保険者となっていますが、改正後は、国民健康保険制度からの住所地特例が継続して適用されることとなり、施設に入所する前の住所地の市町村が属する都道府県広域連合の被保険者となるため、本町が保険料を徴収する被保険者の規定について改正します。

例：68 歳の時に「神奈川県大磯町」から「静岡県 A 市」の入所施設に転居した場合

		68 歳転居	75 歳到達
住所地	神奈川県大磯町	静岡県 A 市（入所施設）	
保険者	大磯町 国民健康保険	大磯町 国民健康保険 (住所地特例)	静岡県 後期高齢者医療 広域連合
現 行			
改正後	大磯町 国民健康保険	大磯町 国民健康保険 (住所地特例)	神奈川県 後期高齢者医療 広域連合 (<u>住所地特例</u>)

(2) 施行日

平成30年4月1日とします。

大磯町後期高齢者医療に関する条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第2条 省略</p> <p>(本町が保険料を徴収する被保険者)</p> <p>第3条 本町が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第55条第1項(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等(法第55条第1項に規定する病院等をいう。以下同じ。)に入院等(法第55条第1項に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際本町に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際本町に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に<u>行った</u>法第55条第2項第2号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際本町に住所を有していた被保険者</p> <p>(5) <u>法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により本町に住所を有するとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者</u></p> <p>第4条～第8条 省略</p>	<p>第1条～第2条 省略</p> <p>(本町が保険料を徴収する被保険者)</p> <p>第3条 本町が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第55条第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等(同項に規定する病院等をいう。以下同じ。)に入院等(同項に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際本町に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際本町に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に<u>行った</u>同号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際本町に住所を有していた被保険者</p> <p>第4条～第8条 省略</p>

改正案	現行
附 則 <u>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</u>	